

2020年4月17日

出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の影響で、実習を続けることが
難しくなった。技能実習生などへの雇用維持支援について

出入国在留管理庁では、新型コロナウイルス感染症の影響で
仕事先を辞めさせられ、実習を続けることが難しくなった
技能実習生、特定技能外国人などが日本で働けるようにします。その
ために、関係省庁と力を合わせて、特定産業分野でもう一度仕事が
できるように支援をします。また、条件によって、「特定活動」の
在留資格を取れるようにして、外国人が日本で働けるようにしま
す。

【対象になる人】

新型コロナウイルス感染症の影響で、仕事先を辞めさせられて、
実習を続けることが難しくなった技能実習生、特定技能外国人
など

※詳しいことは、近くにある地方出入国在留管理局へ質問してください。

【もらえる 在留資格・期間】

特定活動（仕事に つくことが できます） ・ 最大 1 年

【することが できる活動】

受入れ機関で 特定技能外国人の 仕事に 必要な 技能を 身に付ける
活動

出入国管理と 難民認定法 第7条 第1項 第2号の 基準を 定める 省令
(1990年 法務省令 第16号)の 法別表 第1の 2の表の 特定技能の
ページの 下の欄の 第1号ハで 決められている 技能(試験の 結果で 証明
されるものに 限る。)を 修得するため、下のように 日本にある 公私の 機関
との 契約によって 当てはまる 機関の 業務に 従う 活動

記

機関名 ○○○株式会社

(本店の場所 ○○県○○市○○町○○番○○号)

詳しくは 以下のような 活動が 指定されます。

【条件】

ア 申請人が この特例措置で しようとしている 仕事への 給料の 金額
は、日本人が 仕事をする場合の 給料の 金額と 同じか それより上
であること

イ 申請人が、受入れ 機関で 特定技能外国人の 仕事に 必要な 技能を 身
に付けたいと 思っていること(やりたいと 思っている 特定産業分野の
技能試験に 合格している人に 限る。)

製造業 3分野(素形材 産業分野、産業機械 製造業 分野、電気・
電子情報関連 産業分野)については、日本で、申請人が 製造業の 各

分野で 対象に なっている種類の 仕事を していた、または 実習を
している間に 辞めさせられたものに 限られる。

ウ 申請人が 特定技能外国人の 仕事に 必要な 技能を 身に付けたいと 思
っていることを、受入れ機関が 理解して、申請人を 雇いたいと 思うこと
エ 受入れ機関が、申請人を 大切に 受け入れること（在留外国人（働ける
在留資格 だけではなく、資格外活動許可を 持っている人も 含む。）を
雇ったことが あること、出入国・労働関係の 法を しっかり 守って
いることなど）

オ 受入れ機関は、申請人が 特定技能に 移るために 必要な 技能などを 身
に付けられるように 教えたり、アドバイスを すること。また、在留中の
日常生活の 支援（関係する 行政機関の 相談先を 案内したり、必要で
あれば 一緒に 行くことも 含む。）を してくれる 担当者を 見つけ
て、しっかり 支援を すること

（注）例えば、受入れ機関が 雇う 申請人が 前に 働いていた 監理団体や、
特定技能へ 移る時に 支援を 頼む 予定の 登録支援機関で 支援をしても
問題ない。

カ 受入れ機関が、申請人を 受け入れることが 難しくなった場合は、
地方出入国在留管理局に 速めに 報告をすること